

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2020年度第13回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項 1

当財団事務所賃貸借契約における区画変更を行う。これに伴い、別紙覚書を締結する。

提案事項 2

理事会決議があったものと看做される日を2021年2月24日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 立野晴朗

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2021年2月24日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 立野晴朗

理事総数 7名 監事総数 2名

2021年2月22日、トゥループロパティマネジメント株式会社との賃貸借契約につき別紙のとおり締結することについて、契約相手方であるトゥループロパティマネジメント株式会社は理事長佐々木泰樹が特別利害関係人であるため議案に参加せず、本件は立野晴朗理事を起案者として審議を行い、佐々木泰樹理事長を除く全員の一致で承認された。立野晴朗理事が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2021年2月24日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条(定款第33条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事は議事録を作成する。

2021年2月24日

一般財団法人佐々木泰樹育英会
理事 立野晴朗